

京都府地域防災計画改定の新旧対照表（例）

項目	現 行	改定案
<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえた改定</p>	<p>【一般計画編】 第2編 災害予防計画 第34章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 避難勧告等の周知 市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>第7節 市町村の避難計画 第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル 1～2 （略） 3 避難勧告等の発令基準 対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態 をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「<u>三段階の避難勧告等一覧</u>」による避難勧告等発令の判断基準を定める。 また、避難勧告等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。 なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。 4 （略）</p>	<p>【一般計画編】 第2編 災害予防計画 第34章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 避難勧告等の周知 市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。 <u>市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。</u> <u>実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、可能な範囲で一定の区域毎の災害の発生（レベル5災害発生情報）を発表することにより、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけること。</u></p> <p>第7節 市町村の避難計画 第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル 1～2 （略） 3 避難勧告等の発令基準 対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「<u>避難勧告等一覧</u>」による避難勧告等発令の判断基準を定める。 また、避難勧告等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる 情報」を参考とすること。 なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。 4 （略）</p>

項目	現行			改定案			
	(表) 三段階の避難勧告等一覧			(表) 避難勧告等一覧			
	避難準備・高齢者等避難開始	発令時の状況 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	住民に求める行動 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。	警戒レベル レベル3	避難情報 避難準備・高齢者等避難開始	発令時の状況 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	住民に求める行動 ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。	レベル4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
	避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。	避難指示(緊急) (注1)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物			※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物			
	※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋への移動			※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋への移動			
				注1 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではない。			

項目	現 行				改定案				
	〈表〉避難勧告等の発令の参考となる情報 (1) 河川の氾濫等				〈表〉避難勧告等の発令の参考となる情報 (1) 河川の氾濫等				
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等		レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等		河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等	
避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い		警戒レベル3相当情報	・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※1） ※1 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。	・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	
避難勧告	・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。（※2） ※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。		・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる	警戒レベル4相当情報	・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、氾濫のおそれがあるとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。	
避難指示（緊急）	・堤防が決壊 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき			・近隣で浸水が床上に及んでいる ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖	避難指示（緊急）	・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖	
					警戒レベル5相当情報	災害発生情報 ・堤防が決壊 ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※4） ※4 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	・堤防が決壊	・近隣で浸水が床上に及んでいる	

項目	現行	改定案																				
内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえた改定	<p>【震災対策編】</p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応</p> <p><u>中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p>1 「南海トラフ地震に関する情報」の発表</p> <p>気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="376 506 1492 1276"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関する情報(定例)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定</p> <p>2 府の<u>当面</u>の対応</p> <p>(1) 気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)を発表し、消防庁から関係省庁警戒会議の開催結果について連絡を受けた場合には、これを踏まえ、京都府危機管理調整会議等を開催する。</p> <p>(2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)が発表されたときは、京都府危機管理調整会議等において関係部局による今後の取組を確認するとともに、関西広域連合と連携しながら、府民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。</p> <p>なお、呼びかけ内容は、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認等とする。</p> <p>(3) 関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 	南海トラフ地震に関する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 	<p>【震災対策編】</p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第7章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応</p> <p><u>内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p>1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表</p> <p>気象庁は次の条件により「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1629 506 2745 1276"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記条件を満たさない場合 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上記以降の地震活動や地殻変動に関して随時 </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関する情報(定例)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定</p> <p>2 府の対応</p> <p>(1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。</p> <p>(2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。</p> <p>(3) また、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。</p> <p>なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。</p> <p>(4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(5) 関係部局においては、京都府災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	<ul style="list-style-type: none"> 上記条件を満たさない場合 	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 上記以降の地震活動や地殻変動に関して随時 	南海トラフ地震に関する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合
情報名	情報発表条件																					
南海トラフ地震に関する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 																					
南海トラフ地震に関する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 																					
情報名	情報発表条件																					
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 																					
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合 																					
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合 																					
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	<ul style="list-style-type: none"> 上記条件を満たさない場合 																					
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 上記以降の地震活動や地殻変動に関して随時 																					
南海トラフ地震に関する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 																					

項 目	現 行	改定案
	<p>する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</p> <p>また、京都府<u>危機管理調整会議</u>等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。</p> <p><u>(4) その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の内容に応じ、必要があると認める場合に、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。</u></p>	<p>する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</p> <p>また、京都府<u>災害警戒本部会議</u>等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。</p> <p><u>(6) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかける。</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(1) 住民の避難について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第20章 防災知識普及計画（各機関）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 防災リーダーの養成</p> <p>1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3 一般住民に対する啓発</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 普及の内容</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 日常普段の減災に向けた取組</p> <p>ア 住宅、家屋の整理点検</p> <p>イ 火災の防止</p> <p>ウ 非常食料、非常持出品の準備</p> <p>エ 避難地、避難場所、避難路等の確認</p> <p>オ 京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握</p> <p>カ 応急救護</p> <p>キ 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資</p> <p>6 （略）</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第20章 防災知識普及計画（各機関）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 防災リーダー等の養成</p> <p>1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーや、<u>災害時に早めの避難を呼びかける者</u>を育成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3 一般住民に対する啓発</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 普及の内容</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 日常普段の減災に向けた取組</p> <p>ア 住宅、家屋の整理点検</p> <p>イ 火災の防止</p> <p>ウ 非常食料、非常持出品の準備</p> <p>エ 避難地、避難場所、避難路等の確認</p> <p>オ <u>避難行動タイムラインの作成</u></p> <p>カ 京都府マルチハザード情報提供システムやハザードマップを活用した災害危険箇所（<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等</u>）の把握</p> <p>キ 応急救護</p> <p>ク 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資</p> <p>6 （略）</p>
	<p>第22章 自主防災組織整備計画</p> <p>第2節 地域における取組</p> <p>第5 自主防災組織の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 防災計画の策定</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</p> <p>(5)～(10) （略）</p>	<p>第22章 自主防災組織整備計画</p> <p>第2節 地域における取組</p> <p>第5 自主防災組織の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 防災計画の策定</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 地域住民は、<u>自主防災リーダーや災害時に早めの避難を呼びかける者など</u>、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。</p> <p>(5)～(10) （略）</p>

項 目	現 行	改定案
	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</p> <p><u>さらに、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めよう努める。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者に対し、災害時にサービス利用者に早めの避難を呼びかけるなど、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(2) 防災・減災対策について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第1節 計画の内容</p> <p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川 洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川 の洪水浸水想定区域図を公表する。</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第1節 計画の内容</p> <p>第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 洪水予報河川及び水位周知河川以外の 河川</p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川の以外 の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。</p> <p><u>また、府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。</u></p>

項目	現行	改定案
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(3) 府の防災体制強化について】</p> <p>災害時応急対応業務標準化等検討委員会を踏まえた改定</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害対策本部の各部各班は、事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定めるものとする。</p> <p>6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員は<u>調整班</u>、非常時専任職員等とする。</p> <p>7、8 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 災害対策本部の各部各班は、事務分掌の活動細目については、<u>京都府災害時応急対応業務マニュアル</u>又は各部活動計画により定めるものとする。</p> <p>6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員<u>(調整班)</u>は<u>危機管理部職員及び非常時専任職員等</u>とする。<u>調整班に業務に応じたグループを設置し、京都府災害時応急対応業務マニュアルで定めるものとする。</u></p> <p>7、8 (略)</p> <p><u>9 なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(4) 救助機関等の体制と対応について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第30章 自衛隊災害派遣計画</p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第7 災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>1</u> 他機関との競合重複の排除</p> <p>知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</p> <p><u>2</u> 作業計画及び資材等の準備</p> <p>各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。</p> <p><u>3</u> 経費の負担区分</p> <p>災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。</p> <p>(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のととのったもの</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第30章 自衛隊災害派遣計画</p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第7 災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p><u>1</u> 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整</p> <p><u>知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。</u></p> <p><u>2</u> 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知</p> <p><u>知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。</u></p> <p><u>3</u> 他機関との競合重複の排除</p> <p>知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</p> <p><u>4</u> 作業計画及び資材等の準備</p> <p>各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。</p> <p><u>5</u> 経費の負担区分</p> <p>災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。</p> <p>(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のととのったもの</p>

項 目	現 行	改定案
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(5) 道路の通行規制について】</p> <p>【(8) 暴風対策について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第21章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 <u>異常気象時における道路通行規制要領</u></p> <p><u>京都府、京都市及び近畿地方整備局等は、異常気象時（豪雨等）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。</u></p> <p><u>なお、以下に、豪雨時における道路通行規制の基準・態勢を示す。</u></p> <p>「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」</p> <p>「異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準」</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第21章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 道路通行規制要領</p> <p><u>各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制の実施に努める。</u></p> <p><u>加えて、住民が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報等を提供する。</u></p> <p><u>また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者と警察は道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行う。</u></p> <p><u>なお、道路管理者と警察は、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努める。</u>以下に、豪雨時における道路通行規制の基準・態勢を示す。</p> <p>「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」</p> <p>「異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準」</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(6) 帰宅困難者等対策について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第33章 学校等の防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。</u> 	<p>【一般計画編】</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第33章 学校等の防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</u> <p>(1) <u>就業時間帯に発災</u></p> <p><u>従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着く概ね3日間は事業所等内に待機するよう指示</u></p> <p>(2) <u>出勤・帰宅時間帯に発災</u></p> <p><u>自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</u></p>
	<p>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第6 <u>観光客への支援の検討</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。</u> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 (略) 	<p>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第6 観光客への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>外国人旅行者等に、事業所、観光協会、ホテル・量感業者等と連携した多言語による情報の集約及び適時の提供・相談受付等外国人支援体制に努める。</u> <p>また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 (略)
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(7) 停電対策について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第1節 行政機関応急対策計画</p> <p>第1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第1節 行政機関応急対策計画</p> <p>第1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。<u>なお、電力の優先復旧・臨時供給の対象となる重要施設をリスト化し、関係機関と共有する。</u></p>

項 目	現 行	改定案
	<p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 被害の復旧</u></p> <p>非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに把握し、復旧計画を樹立する。</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 関係防災機関との連携</u></p> <p><u>関係防災機関間で直通の情報連絡網(ホットライン)を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。</u></p> <p><u>(5) 被害の復旧</u></p> <p>非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに把握し、復旧計画を樹立する。</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ<u>道路管理者とも調整しながら</u>、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、<u>府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整をするほか</u>、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p> <p>3 (略)</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(9) 地震防災対策について】</p>	<p>【震災対策編】</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 多数の者が利用する特定建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。</p> <p>(3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。</u></p> <p>3 住宅、その他の建築物</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>【震災対策編】</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 多数の者が利用する特定建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、<u>非構造部材の耐震化等を含めた必要な改修を指導する。</u></p> <p>(3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。</p> <p><u>(4) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し崩落防止対策の重要性についてホームページ等を啓発する。</u></p> <p><u>(5) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。</u></p> <p>3 住宅、その他の建築物</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 土地に定着する工作物に付属する塀(建築基準法第2条)について、建築基準法の規定を満たすこと及び規定を満たしていないものについては市町村とともに除却の支援制度を周知するなど、塀の耐震化を促進するよう支援する。また、土地に定着する工作物に付属する塀以外の塀であっても、建築基準法の規定に準拠した構造となるよう周知する。</u></p>

項目	現行	改定案
<p>災害対応の総合的な検証会議を踏まえた改定</p> <p>【(10) 被災者支援について】</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第10節 り災証明書交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。</p> <p>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>	<p>【一般計画編】</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第10節 り災証明書交付</p> <p>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。</p> <p>また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>